

公 示 日 : 2021 年 6 月 9 日

調達管理番号 : 21a00333

国 名 : 南スーダン国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : 南スーダン国食料安全保障・生計向上のための農業振興・再活性化プロジェクト基本計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月下旬から 2021 年 10 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.73M/M、国内 0.70M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
7 日	22 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 6 月 30 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 7 月 13 日 (火) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	南スーダン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

南スーダンは、肥沃な土壌、十分な降雨、優良な放牧地、広い森林、スード湿地帯及びナイル川の魚などの豊富な天然資源を有し、農業は同国の人口の95%にとって主な生計手段であり主要産業となる大きな可能性を有している。しかしながら、長期化する紛争を原因としたコミュニティの国内外への大規模移動、社会基盤設備の崩壊及び社会経済サービスの中断により国土の5%しか農業生産のために活用されていない。

南スーダン国家開発戦略（2018-2021）によれば「食糧安全保障、生計および土地管理の改善」が自然資源分野の目標とされている。自然資源分野の最優先取組事項は「包括的農業マスタープラン（CAMP）（2015-2040）の一部である再構築及び復興と食料栄養安全保障の実施」であり、これは25年に及ぶ農業開発にかかる計画の最初の10年であるフェーズI・IIに関わるものである。しかしながら、長期化する紛争による政治的な不安定さ及び財政的課題のために、これらの政策及び開発計画の実行は困難な状況が続いている。

南スーダンは、根深い経済的不安定、社会保障、貧困及び脆弱性のため、長期化する食料不安に直面し続けている。最近の総合的食料安全保障レベル分類

(IPC) の分析 (2021年1月) によれば、635万人 (国民の52.6%) が現在、深刻な食料不足に直面しており、724万人 (60%) が今後、さらに深刻な食料不足に直面すると予測している。国レベルでは、5歳以下児童の発育阻害も課題であり、140万人はその中でも深刻な状況にある。さらに、降雨パターンの変化は農業や人々の生計を破壊するため気候変動の影響は無視できない。特に、近年の洪水やサバクトビバッタの襲来は、影響を受けた地域の農業や畜産に被害を与え、食料不安や生計を悪化させた。加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延は地域市場や都市コミュニティなどの食料供給網を破壊した。農業、畜産及び漁業の再活性化と推進を行うことで強靱性を構築し生計を向上させることが、現在、喫緊かつ高い必要性を有する課題となっている。

JICAはこれまで、「南スーダン国包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(2012-2015)により、前述の農業分野のマスタープラン (CAMP) の策定を支援した。さらに、「CAMP/IDMP¹実施能力強化プロジェクト」(2017-2022)を通じて、策定されたマスタープランの実施のための資源動員及び中期・年次計画枠組みの強化ならびに法的枠組みの整備を促進し関係中央省庁の能力強化に寄与する取り組みを行ってきた。こうした背景の下、CAMPのアクションプランの一部として、農業・食料安全保障省 (MAFS)、畜水産省 (MLF) は、帰還民を含め人口の増加が顕著であり、地理的に中央省庁との連携が模索しやすい中央エクアトリア州の農林・畜・水産省と協議の上、「生産及び研修のためのキノコセンター」、「自給的農家の野菜・果物生産」、「小規模養殖開発」、「都市近郊養鶏」の4つのパイロットプロジェクトに関するコンセプト・ノートを作成し、ジュバ近郊における食料生産と生計の再活性化及び向上のための技術協力を日本政府に要請した。本案件は、前述の4つのパイロットプロジェクト案の中から技術協力プロジェクトとしてのフィージビリティに基づき精査した上で選定される活動を、現場での実際の農業開発推進と、対象農家へのサービス提供のための州及び中央政府の組織能力構築を並行して進めるモデル活動として実施するものである。

JICAはこれを受け、二段階計画策定方式を採用した基本計画策定調査を実施することとした。本調査では、計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書署名・交換を行う。

7. 業務の内容

¹ Irrigation Development Master Plan (IDMP)。「南スーダン国灌漑開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(2012-2015)でJICAが策定を支援。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021年7月下旬～8月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関（FAO、WFP 等）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 上記①をふまえ協力計画策定のために現地調査で収集すべき情報を検討し、他分野の団員とも調整の上、担当分野にかかる調査方針・計画（案）を作成する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）の作成に係る必要情報を整理するとともに、JICA による調査対処方針（案）の作成に協力する。
- ③ 他分野の団員と調整の上、南スーダン側関係機関／関係者（C/P 機関、農家等）、他援助機関等に対する担当分野にかかる質問票（案）（英文）及び配布対象者リスト（案）を作成し、JICA に提出する。可能な限り、現地調査前までに回答を受領し、十分に事前分析できるように配布及び回収時期・方法等を工夫すること。
- ④ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2021年8月下旬～9月中旬）

- ① JICA 南スーダン事務所等との打合せに参加する。
- ② 南スーダン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度（「南スーダン国家開発戦略（2018-2021）」等）
 - ウ) 関連各組織（農業・食料安全保障省、畜水産省、中央エクアトリア

州農林・畜・水産省等)

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性

④ 本プロジェクトにおける中央・地方行政の連携のあり方を提案する。

⑤ 以下を考慮し、PDM 案 (指標の設定及び論理構造の確認含む)、PO 案、合意文書案の作成に協力する。

ア) 対象地域の住民構成 (民族、生業、地元民／帰還民、帰還の時期による違い等)、紛争による影響、コミュニティ内コンフリクト等

イ) 男女で異なるニーズや課題等

⑥ 協力計画策定及び合意文書確定のための協議に参加し、説明、協議の進行補助、論点の把握を行う。協議の結果をふまえ上記⑤を更新する。

⑦ 担当分野に係る調査結果を JICA 南スーダン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 9 月中旬～10 月上旬)

① 案件概要表 (案) 及びリスク管理チェックシート (案) の作成に協力する。

② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。

③ 国内打合せ、帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④ 担当分野にかかる基本計画調査報告書 (案) を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた全体の取りまとめに協力する。報告書 (案) には、PDM 合意過程の議論の詳細、指標の設定根拠や 6 項目評価結果を記載すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021 年 10 月 1 日までに提出。

担当分野に係る基本計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイもしくはアジスアベバ⇒ジュバ⇒ドバイもしくはアジスアベバ⇒日本を標準とします。南スーダンについては、安全対策上、JICA が指定する宿泊施設以外への宿泊は認められません。宿泊料については、JICA が直接支払いを行います。朝食代・夕食代見合いとして格付の号を問わず、一律 5,800 円／泊の定額で見積もってください。
- (2) 報酬単価
「紛争影響国・地域における報酬単価」が適用されます。
- (3) 戦争特約保険料
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。
「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。
- (4) コロナ対策に関する経費
PCR 検査関係経費、一時隔離期間に関連する経費等は見積に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2021 年 8 月 25 日～9 月 15 日を予定しています（入国後 3 日間は隔離期間となりますが、オンライン会議等で業務を行っていただく想定です）。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 農業開発／生計向上（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA 南スーダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両 (防弾車) の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：なし (必要に応じ、JICA 南スーダン事務所ナショナルスタッフ等が支援します。)

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第二グループにて配布しますので、同グループアドレス (edga2@jica.go.jp) 宛にてメールをお送りください。

・要請書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・「南スーダン国 包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクトファイナルレポート」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000021059>

・「南スーダン国 包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト (IDMP) ファイナルレポート (和文要約)」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000024927>

・「南スーダン国 ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト事業完了報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000002398>

・「南スーダン国別ジェンダー情報整備調査報告書」

https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/ku57pq00002hdvy2-att/ssud_2017.pdf

・「アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力への対応に係る情報収集・確認調査」

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12326070.pdf>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配

布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上